

## 後期高齢者医療制度への国庫負担拡充を求める意見書

平成20年4月から75歳以上のすべての人が加入する後期高齢者医療制度がスタートする。それを運営する東京都後期高齢者医療広域連合と構成団体である市区町村は、新たな医療制度へ円滑な移行ができるよう、準備を進めている。

しかしながら、保健事業実施等に伴う保険料への影響の軽減のほか、新医療制度移行によるシステム構築に伴う市区町村の財政負担の軽減、75歳以上の被保険者に対する制度の十分な周知など、さらなる対応が必要である。加えて、政省令の提示の大幅なおくれから制度の細部がいまだ明確にならないなど、市区町村においても大きな不安を抱えている。

また、被保険者となる75歳以上の後期高齢者も、その多くが年金生活者であり、新たな保険料の負担についても極めて危惧されるところである。

よって、本市議会は、政府に対し、下記の事項を要望するものである。

### 記

- 1 後期高齢者に対する保健事業は、医療費抑制、介護予防の観点から重要であり、広域連合が実施する保健事業について、市区町村国保における特定健診と同様の財政支援を行うこと。
- 2 医療給付に対する国庫負担は12分の4を確保し、さらに国において「調整交付金」とは別枠で「調整額」を確保すること。
- 3 制度の内容を被保険者に周知するとともに、窓口の市区町村への支援を進めること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年9月10日

三鷹市議会議長 石 井 良 司